

平成30年11月19日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成30年分年末調整の準備と改正点

一般的なサラリーマンの方は給料の支払者のもとで、その年最後の給与を受け取る際に年末調整により毎月源泉徴収された税金の過不足額を精算して納税を完了させる手続きとなりますが、その際のおもな書類の準備と注意点を述べたいと思います。

【1】「平成30年分の扶養控除等(異動)申告書」の作成に当たり、すでに年初に皆さま方から申告書への記入をされ提出していただいていることですが、この年末調整を行うにあたり年の中途で扶養親族等の異動(増減)が有る場合や「源泉控除対象配偶者」でパート収入など年収150万円以下の方は控除の対象になりますので、いま一度記入内容の確認をお願いしたいと思います。

【2】「生命保険料控除証明書」や「地震保険料控除証明書」などの証明書は原本の提出が必要になっていますので、早めに証明書の有無等の確認をお願いします。

この他、一般の生命保険料控除証明書と同じように、「介護医療保険料」や「個人年金保険料」などを掛けている場合も一定金額が控除の対象になりますので、保険会社等から届いています控除証明書の書類の確認をお願いします。

また、「国民健康保険料」や「国民年金保険料」も本年中に支払った金額(見込み額含む)が社会保険料控除の対象になりますので、年金については控除証明書の提出が必要ですが、どうしても見つからない場合は領収書など裏付けとなる資料のご提出をお願いします。

【3】改正で今年から「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出していただくことになります。

今年より、ご本人(給与所得者)と配偶者の所得金額により控除額が変わることになります。

ご本人の合計所得金額が1,000万円(給与所得だけの場合は、給与収入が1,220万円)を超える場合又はあなたの配偶者の合計所得金額が123万円(給与所得だけの場合は、給与収入が2,015,999円)を超える場合は、それぞれ配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができなくなります。

【4】住宅ローン控除を受けられる方で、昨年度までに確定申告をされた方で2年目以降において年末調整で控除を受ける方は、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と借入先金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の提出をお願いします。

【5】本年、途中で入社された方で、前職のある方は前の会社より交付された「源泉徴収票」を提出していただきますと、給与を合算して年末調整を行い所得税の精算をすることができます。